

各都道府県建築主管部長殿
各指定確認検査機関の長殿
各指定性能評価機関の長殿

国土交通省住宅局
建築指導課長
(公印省略)

JIS R 5210 ポルトランドセメント 等の改正に伴う

コンクリートの大臣認定における認定書別添のセメントの密度、強熱減量の基準値の読替えについて

平素より建築行政の推進にご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

このたび、カーボンニュートラルの実現に向けて、令和8年3月23日付けで JIS R 5210 ポルトランドセメント 等が改正され、当該セメントにおける少量混合成分の上限値が5%から 10%に引き上げられることとなりました。

これに伴い、建築基準法(昭和25年法律第201号)第37条第2号に基づくコンクリートの大臣認定において、改正後の JIS に基づいたセメントを用いた場合に、認定書別添の基準値のうちセメントの密度、強熱減量に関し、基準値を満たさないことが生じ得ます。

このような中、国立研究開発法人建築研究所から示された報告書(「JIS 改正後のセメントを使用したコンクリートの性能に関する研究」、2026年3月17日)のとおり、改正後の JIS に基づいたセメントを用いた場合であっても大臣認定を取得したコンクリートの品質への影響は生じないことが確かめられたところです。

そこで、大臣認定を取得したコンクリートについて、認定書別添におけるセメントの密度、強熱減量の基準値を下記のとおり読替えて運用をして差し支えないこととしますので、適切なご対応をよろしくお願いいたします。

なお、この取扱いについては、国土交通省 HP「構造方法等の認定」の「大臣認定書別添の基準値の読替えについて」内に掲載して周知しますので、必要に応じて参照するようお願いいたします。

記

セメントの種類		読替え前	読替え後
普通ポルトランドセメント	密度	3.15～3.16±0.02g/cm ³	3.08～3.18g/cm ³
	強熱減量	2.5～5.0%以下	—
高炉セメントB種	密度	3.02～3.05±0.02g/cm ³	2.98～3.07g/cm ³
	強熱減量	3.0～5.0%以下	—